

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社が「MedPeer」サイトを中心として提供するサービスは医師より中立性、健全性の観点から信頼される事が基本的な成立要件であります。医師からの信頼を高める上で、運営母体の信用向上は欠かせない要件であるとともに、株主をはじめとして従業員、取引先、債権者、医療業界等の皆様の利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。そのためには、当社事業が永続的な発展を果たすことが不可欠であり、経営の健全性及び透明性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題であると認識し、積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石見 陽	5,600,000	28.34
BOZO株式会社	1,250,000	6.33
堺 昌彦	800,000	4.05
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	789,300	3.99
山中 篤史	731,600	3.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	724,600	3.67
スギホールディングス株式会社	551,200	2.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	532,000	2.69
中村 沢司	460,600	2.33
春田 真	445,200	2.25

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川名 正敏	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川名 正敏	○	—	施行規則における独立要件をすべて満たしており、医療業界に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営を客観的および独立的な立場から監督し提言していただくことができることから、当社より就任を要請致しました。 また、当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査責任者は、日常的な情報交換を行うとともに、社内的重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。また、監査役、内部監査責任者、会計監査人は定期的に意見交換等を行い、監査上の問題点の有無や課題等について適宜共有しており、相互の連携を強化する事で適性な監査が実施できる体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
末吉 俊一	他の会社の出身者													
葉山 孝	公認会計士													
佐藤 弘康	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
末吉 俊一	○	—	事業会社における豊富な業務監査の経験と内部統制に関する幅広い知見を有しており、客観的・中立的立場にて経営監視が可能であり、且つ一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから社外監査役に選任すると共に独立役員に指定しております。
葉山 孝	○	—	公認会計士として財務会計に関する専門知識と豊富な経験を有していることに加え、客観的・中立的立場にて経営監視が可能であり、且つ一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから社外監査役に選任すると共に独立役員に指定しております。

佐藤 弘康	○	—	弁護士として高度な専門的知識に基づき監査体制の強化に適任と考え、且つ一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから社外監査役に選任すると共に独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は社内取締役、社外取締役、執行役員及び従業員に対して、業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を図るべく、ストックオプションを付与しております。

また、取締役の報酬については、今後の更なる事業拡大に対するコミットメントを醸成するために、業績連動報酬及び譲渡制限株式を導入しております。これらの報酬は売上高及び営業利益の拡大が業績連動報酬の増加につながるよう設計されており、当社の事業成長と役員報酬が連動することの結果として、より高いコミットメントが醸成されると想定しております。なお、当該制度の導入により、中長期的には業績連動報酬が報酬総額の5割程度となることを想定しています。業績連動報酬の指標、当該指標を選択した理由及び業績連動報酬の額の決定方法の詳細は本報告書「II-1. 機関構成・組織運営等に係る事項〔取締役報酬関係〕報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上へのインセンティブを高めると共に、優秀な人材を確保するため、ストックオプションを発行しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<業績連動報酬の指標、当該指標を選択した理由>

業績連動報酬の指標を、連結売上高および連結営業利益としております。事業規模の拡大を図っている当社グループにおいて、連結売上高は重要な指標となると考えております。また、通常の営業活動によって獲得される連結営業利益は取締役が果たすべき業績責任を図るうえで、重要な指標となると判断しております。そのため、より高い事業規模の拡大と収益向上の両面から業績連動報酬を決定するために当該指標を選択しております。

<業績連動報酬額の決定方法>

業績連動報酬の額の決定方法の内容は以下のとおりです。

i 業績連動報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役（業務執行取締役）に限るものとし、社外取締役は対象としない。

ii 当事業年度の業績連動報酬は、業務執行取締役に対し、前事業年度の決算短信（以下、「決算短信」という。）に記載した当事業年度の連結営業利益の通期予想数値から業績連動報酬見込み額を控除した額（以下、「連結営業利益予想」という。）に、役位別に定めた支給乗率を乗じた額を基礎とし、決算短信に記載した連結売上高（以下、「連結売上高予想」という。）並びに連結営業利益予想と当事業年度の有価証券報告書に記載する連結売上高及び連結営業利益（業績連動報酬控除前）に基づき算定する達成率に応じた支給乗率を乗じて算定する。

iii 算定式

算定式: 連結営業利益予想×役員別支給乗率×業績達成支給乗率

a. 役員別支給乗率

代表取締役: 0.20%

役付取締役: 0.15%

取締役: 0.12%

b. 業績達成支給乗率

業績達成支給乗率=連結売上高達成支給乗率×50%+連結営業利益達成率×50%

・営業連結売上高達成率

達成率90%未満: 乗数0%、達成率90%以上100%未満: 乗数70%、達成率100%以上110%未満: 乗数100%、達成率110%以上120%未満: 乗数130%、120%以上: 乗数150%

・連結営業利益達成率

達成率70%未満: 乗数0%、達成率70%以上100%未満: 乗数70%、達成率100%以上130%未満: 乗数100%、達成率130%以上150%未満: 乗数130%、達成率150%以上: 乗数150%

<個別報酬額の決定手続き>

取締役の役位に基づき、取締役会で予め決裁された規程に記載されている算定方法により金額を算出のうえ、支給することとしております。

<非業務執行取締役に対する報酬額の決定手続き>

社外取締役の報酬は経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみとしております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役に対しては、随時、経営企画部が経営情報の提供を行っております。また社外監査役へは常勤監査役より経営情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

○取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成されており、うち社外取締役が1名であります。意思決定機関としての透明性、公平性を確保し、当社の業務執行に対する監督機能及び監査機能を明確化するため、社外取締役1名を選任しております。また社外監査役3名も取締役会に出席しており、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りの強化に努めております。

取締役会では法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、定時取締役会は原則として、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役、監査役の選任その他の重要人事の決定にあたっては、候補者の経歴、当社で期待される役割等を取締役会にて慎重に審議の上で決定し、株主総会決議等の必要な手続きを経ることとしております。なお、前事業年度における取締役会への取締役及び監査役の出席率は100%であります。

○経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役、執行役員および取締役社長が指名する者で構成しており、原則として毎週1回定期的に開催しております。経営会議では、業務執行の方針、予算等の審議を行うとともに、全社又は各部署の重要課題、取締役会上程前の議案を審議しております。経営における情報、判断、決定、実行の共有化を図るとともに、経営の迅速性を図っております。

○監査役及び監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名が常勤監査役であります。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、1回の定時監査役会を開催し情報の共有を図るとともに、取締役会の意思決定の適法性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、常勤監査役は、経営会議にも出席しており、意思決定プロセスの妥当性の検証を行っております。

なお、常勤監査役の末吉俊一は、監査部長経験者として、業務監査に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、米国公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。また、社外監査役の葉山孝は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。さらに、社外監査役の佐藤弘康は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。

○内部監査

当社は、小規模組織である事に鑑み、内部監査を専門とする部署を設置しておりませんが、代表取締役の指名した内部監査責任者の指揮のもと、全部門を対象に会計監査と業務監査を計画的に実施しております。なお、内部監査責任者が所属している部門の内部監査については、代表取締役が別部門から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。監査結果は、実施した都度、代表取締役へ報告を行っております。

内部監査責任者と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席する事によって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役、内部監査責任者と会計監査人との間では、年に2回、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。

○会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する高木政秋及び伊藤裕之であります。継続監査年数については、全員7年以内であります。また当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他12名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の機動性や透明性、客観性及び健全性の保持・向上を目的にコーポレート・ガバナンス強化を重要な経営課題であると認識し、適正な業務執行及び監査への対応できる体制の構築を図るために、社外取締役の選任と監査役会の設置による業務執行の監督・監査に重点を置いた、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組みます。
その他	当社は、早期の情報提供を図るため、招集通知の発送に先駆け、当社のウェブサイト及び株式会社東京証券取引所のウェブサイトに公表しております。2019年9月期においては、2019年11月26日に公表いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、個人投資家向けIRイベントへの参加等を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け、随時掲載しております。 また、英文サイトにも掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主様、お客様、従業員等のステークホルダーに対して、適時適切に情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。そのため、コーポレートサイト等を利用し、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行ってまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は組織が小規模かつ簡素で、きわめて簡潔な業務執行体制を敷いています。内部統制においては、この主たる業務執行体制の運用の徹底に主眼を置いています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、「Mission」「Vision」「Credo」及び規程に基づき、代表取締役社長がその精神を継続的に取締役、執行役員及び使用人に伝達することにより法令・定款及び社会規範を順守してまいります。
2. 取締役会は、コンプライアンスに関する規程を制定し、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに取り組むための体制を整備してまいります。
3. 代表取締役社長は、「リスクマネジメント規程」に基づきコンプライアンスに取り組むための全社横断組織としてリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理体制の整備及び問題点の把握に努めてまいります。
4. 取締役会は、経営企画部担当取締役、監査役及び外部の法律事務所を通報窓口とする「ヘルプライン規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。
5. 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正普遍な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。
6. 内部監査担当部署は、「内部監査規程」に基づき各部署におけるコンプライアンスの状況を監査し、監査結果を定期的に代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。
7. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づきいかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理については、リスクの種類毎の担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行ない、リスクの早期発見と防止に努めることを原則とし、組織横断的リスク状況の管理は、リスクマネジメント委員会が各担当部署との情報共有及び定期的な会合等を通じて行なうものとなります。
2. 情報セキュリティ管理規程、個人情報取扱規程に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものとなります。
3. 万一不測の事態が発生した場合には、リスクマネジメント委員会が中心となって、全社的な対応を行うものとなります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

1. 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。
2. 取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものとなります。
3. 取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものとなります。

(5) 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 当社は、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置することといたします。
2. 前号に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとなります。
3. 上記1号に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるものと、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができるものとなります。
2. 取締役、執行役員または使用人は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その通報の内容等を報告する体制を整備いたします。
3. 取締役は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。

ロ) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(8) 前項に基づいて、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社は、ヘルプライン規程を設けて、受理された内部通報のうち必要なものは速やかに調査いたします。当該制度においては、内部通報の受付窓口は経営企画部担当取締役、監査役及び外部の法律事務所を設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより、通報者が特定されないよう整備されております。
2. 当社は、内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の処遇においていかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。

(9) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものいたします。

(10)その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

1. 監査役と代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることいたします。
2. 監査役が経営会議などの重要会議に出席し、または稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することいたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与もおこなわず、反社会的勢力との係わりを一切もたないようにすることを徹底しております。

また、警察や弁護士等、外部機関と連携し情報の収集・管理を行い、社長自身が「反社会的勢力に対する方針」の遵守を率先しておこない、会社の役職員全員が「反社会的勢力に対する方針」を理解し、反社会的勢力に毅然とした対応が出来るよう、随時社内教育を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

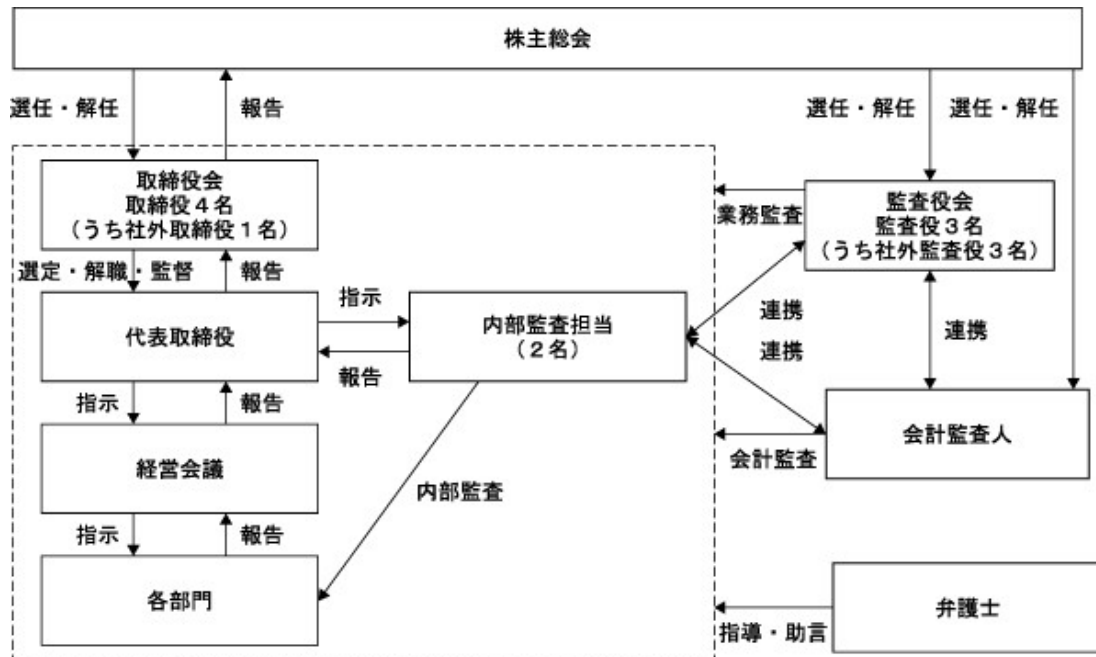
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[コーポレート・ガバナンス体制の模式図]



【適時開示体制の模式図】

